

児童福祉法（昭和二十二年法律第十六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
一般社団法人Superme	生駒郡平群町上庄三丁目一番一八号	重症心身障がい児デイサービスもたろう	奈良市菅原町三七七一六	放課後等デイサービス 児童発達支援	平成二十八年三月一日
一般社団法人つぼみ会	橿原市曲川町六丁目一六番一一号	放課後等デイサービスリスン	橿原市曲川町六丁目一六番一一号	放課後等デイサービス	平成二十八年三月一日
社会福祉法人ぷろぼの	奈良市大宮町三丁目五―三九ビル二〇一号	ぷろぼのスコラ生駒	生駒市元町二一―一九元町ストレートビル三階	放課後等デイサービス	平成二十八年三月十六日
社会福祉法人ぷろぼの	奈良市大宮町三丁目五―三九ビル二〇一号	ぷろぼのスコラ大和八木	橿原市八木町一―七一三かしはらビル三〇五号	放課後等デイサービス	平成二十八年三月十六日